

お知らせ

4月1日から支所の夜間宿直業務を変更します

○夜間宿直業務（17時15分～翌日8時30分）

区分	業務内容
本庁、木之本支所	夜間宿直員が、電話や戸籍関係届出書類を受け付けます。 ※本庁は、従来どおりです。
浅井支所、びわ支所、虎姫支所、湖北支所	夜間宿直員を置かず、戸籍関係届出書類は、本庁、木之本支所で受け付けます。支所の代表番号にかかる電話は本庁に転送されます。 ※浅井支所、びわ支所は、従来どおりです。
高月支所、余呉支所、西浅井支所	夜間宿直員を置かず、戸籍関係届出書類は、本庁、木之本支所で受け付けます。支所の代表番号にかかる電話は木之本支所に転送されます。

○閉庁日（土曜、日曜、祝日等）の日直業務（8時30分～17時15分）は、従来どおり本庁、各支所で行います。

4月1日から市役所等の執務時間に変更になります

○変更後の執務時間

午前 8時30分～12時
（休憩時間）（12時～13時）
午後 13時～17時15分

※窓口業務等は休憩時間でも行っています。

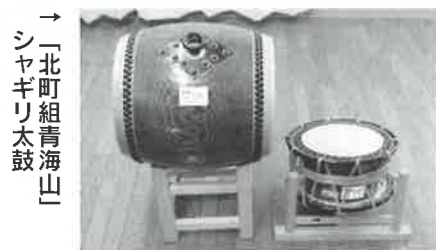
☎人事課（☎65-6502）

コミュニティ活動の推進に一役！

宝くじの助成を受けて、北町組青海山と月宮殿田町組が長浜曳山祭りの太鼓及び法被等の備品を整備されました。この助成は、(財)自治総合センターが、宝くじの収益を地域に還元するために実施しているものです。



宝くじは豊かさ築くチカラ持ち。
宝くじは、広く社会に役立てられています。



→「北町組青海山」シャギリ太鼓



→「月宮殿田町組」法被

☎税務課資産税グループ（☎65-6523）または各支所福祉生活課

【縦覧できる人】市内に土地家屋を所有する納税者、納税者と同世帯の人、委任を受けた人
※本人確認のできるもの（免許証など）、委任状を持参ください。

【場 所】本庁税務課、各支所福祉生活課
【日 時】4月1日（金）～5月31日（火）（土・日曜日、祝日を除く）8時30分～17時15分（ただし、木曜日は19時まで）

土地・家屋価格等縦覧帳簿をご覧ください
平成23年度固定資産評価額を決定しましたので、土地または家屋の納税者の人は「土地価格等縦覧帳簿」または「家屋価格等縦覧帳簿」をご覧ください。
平成23年度は3年に1回の評価替えの年度ではありませんが、地価が下落している宅地または宅地から比準する土地（雑種地など）、地目変更のあった土地などは評価額を見直しました。また、平成22年中に完成した新増築家屋は新たに評価額を決定しました。

お知らせ

市政の動き

（2月16日～3月15日）

※ここでは、「クリーン、わかりやすい、開かれた市政」の確立のため、市民の皆さんに市役所内で「どのような会議」が開催され、「どのような結果」になったか概略をお知らせします。

2/17 (木)

第4回長浜市歴史まちづくり協議会

【内容】長浜市歴史的風致維持向上計画の進捗状況について、歴史的風致形成建造物の指定について、長浜市歴史的風致維持向上計画の変更について
【結果】長浜市歴史的風致維持向上計画の進捗状況について報告するとともに、同計画の変更に係る基本的な考え方や歴史的風致形成建造物の指定について審議した。
【担当課】都市計画課（☎65-6562）

2/17 (木)

第7回長浜市景観審議会

【内容】景観重要建造物の指定について、屋外広告物に関する独自規制基準（案）について、長浜市みどりの基本計画（一部改定案）について、長浜市歴史的風致維持向上計画の変更について
【結果】景観法に基づく景観重要建造物の指定や平成24年度施行予定の長浜市屋外広告物条例の規制基準案について審議するとともに、長浜市みどりの基本計画（一部改定案）や長浜市歴史的風致維持向上計画の変更方針について意見交換を行った。
【担当課】都市計画課（☎65-6562）

※詳しくは、市ホームページ（<http://www.city.nagahama.shiga.jp>）をご覧ください。

年金事務所からのお知らせ

1. 平成23年度国民年金保険料は15,020円/月

国民年金の保険料額が見直され、平成23年4月から平成24年3月までの保険料は月額15,020円になりました。

毎月の保険料の納付を、口座振替の早割制度（当月未振替）にされると、保険料が月々50円の割引になりお得です。手続きは口座振替を希望される郵便局・金融機関、または彦根年金事務所国民年金課まで。

また、平成23年4月分から平成24年3月分までの保険料を、納付書でまとめて納付（前納）されると、保険料が3,200円の割引となり、たいへんお得です。納期限は平成23年5月2日（月）です。

お手元に納付書がない場合は、彦根年金事務所までご連絡ください。

※口座振替およびクレジットカードによる平成23年4月分から平成24年3月分までの1年前納は受付を終了しています。

2. 学生納付特例制度

国民年金には、学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。

対象となるのは、大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等に在籍されている20歳以上の学生の人です。

申請は、市保険医療課または各支所福祉生活課まで。（学生証または在学証明書と印鑑をお持ちください。）

☎彦根年金事務所国民年金課（☎0749-23-1114）、市保険医療課（☎65-6516）

国民健康保険証を受け取っていない人へ

平成23年度の国民健康保険証が手元に届いていない人は、本庁本館1階保険医療課まで問合わせのうえ、お越しください。

【持ち物】①平成22年度の保険証
②来庁者の本人確認ができるもの（免許証、パスポートなど）。
※世帯員以外の方が来庁される場合は、世帯主の委任状とお持ちください。

こんなときは忘れずに14日以内に届出を

●国民健康保険への喪失届出
お勤め先の健康保険等に加入したとき、または被扶養者の認定を受けたとき

●国民健康保険への加入届出
お勤め先の健康保険等の資格を喪失したとき、または被扶養者の認定を外れたとき



滋賀県の国保マスコット ホーブちゃん

☎保険医療課（☎65-6516）
2）、各支所福祉生活課